

別表六の二（十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項又は第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「基準雇用者割合3」は、「当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計1」が0である場合には、記載を要しません。
- 3 「(3) $\geq 8\%$ 若しくは (3) $\geq 10\%$ 又は (1) = 0 の場合²²」は、 $60\text{万円} \times (9) + 50\text{万円} \times ((13) + (17))$ は、平成30年改正法附則第107条第2項《連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合には「(3) $\geq 8\%$ 若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは (3) $\geq 10\%$ 」を消します。
- 4 「(3) $< 5\%$ 又は (3) $< 10\%$ の場合²⁴」は、 $30\text{万円} \times (9) + 20\text{万円} \times ((13) + (17))$ は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には「(3) $< 5\%$ 又は」を消し、その他の場合には「又は (3) $< 10\%$ 」を消します。
- 5 「税 額 控 除 限 度 額^{(22)、(23) 又は (24)}²⁵」は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(22)、(23) 又は (24)」とあるのは、「(22) 又は (24)」

として記載します。

- 6 「地方事業所特別基準雇用者数の合計³¹」
(各連結法人の別表六の二(十八)付表一「32」の合計)は、次により記載します。
 - (1) 措置法第68条の15の2第2項各号に掲げる連結法人の当期の同条第4項第14号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載します。
 - (2) 各連結法人の別表六の二(十八)付表一「34」に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の別表六の二(十八)付表一「32」の数として合計します。
- 7 当期に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が1年に満たない場合には、
「地方事業所特別税額控除限度額^{30万円 $\times$ ((31) - (31の内書)) + 20万円 $\times$ (31の内書) + 32}」
(各連結法人の別表六の二(十八)付表二「12」の合計) 中「30万円」とあるのは、
「 $30\text{万円} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」と、
「20万円」とあるのは
「 $20\text{万円} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」として記載します。